

令和7年2月19日（水）

市民部

議案第3号令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、市民部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

（1）の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2) の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4) の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5) の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億4,300万円余りの所要額となるものであります。

6 ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7 ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1) の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3) の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円に引き上げるものです。

10 ページ目をお願いいたします。

(4) の影響額ですが、給料・報酬が5億3000万円余り、期末勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

以上、説明とさせていただきます。

続いて、一般会計予算補正説明書の説明でございます。

最初に、歳入でございます。

22 ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、説明欄個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの交付事務に係る補助金の補正であり、国宝重要文化財等保存整備費補助金は、民間開発に伴う試掘調査等に係る補助金の補正であります。

26 ページをお願いいたします。

款17 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、説明欄文化財保存事業費補助金は、民間開発に伴う試掘調査等に係る補助金の

補正であります。

30 ページをお願いします。

款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、説明欄埋蔵文化財包蔵地発掘調査費負担金は、宅地造成などの開発工事に伴う発掘調査等のための受託経費の補正であります。

以上、歳入の説明といたします。

続きまして、歳出でございます。

34 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 19 自治振興費、説明欄 1 常勤職員給与費は、自治協働課の正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 生活安全推進費、説明欄 3 市民相談等広聴活動費、説明欄 4 コミュニティセンター管理運営費及び説明欄 5 会計年度任用職員雇用経費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

次に、目 20 支所費、説明欄 1 常勤職員給与費は、自治協働課支所職員の正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 支所維持管理運営費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 21 市民交流費、説明欄 1 常勤職員給与費は、文化振興課及び

長等創作展示館の正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 文化施設管理運営費は、市民文化会館及び長等創作展示館の会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 22 スポーツ振興費、説明欄 1 常勤職員給与費の一部は、スポーツ課の正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 スポーツ施設管理運営費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 23 消費生活センター費、説明欄 1 常勤職員給与費は、消費生活センターの正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 消費生活センター管理運営費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 24 文化財保護費、説明欄 1 常勤職員給与費は、文化財保護課の正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 市内遺跡緊急発掘調査費、説明欄 3 文化財保護管理運営費、説明欄 4 埋蔵文化財発掘調査受託費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 25 博物館費、説明欄 1 常勤職員給与費は、歴史博物館の正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 博物館管理運営費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

38 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民課の正規職員の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2 住居表示整備推進費は、新築物件の住居番号交付や街区表示板等の整備及び説明欄 3 戸籍住民基本台帳事務管理費は、証明書発行窓口等に従事する会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

以上、議案第 3 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、市民部が所管する部分についての説明であります。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。